

エリア・スペシャリスト更新制度の概要について

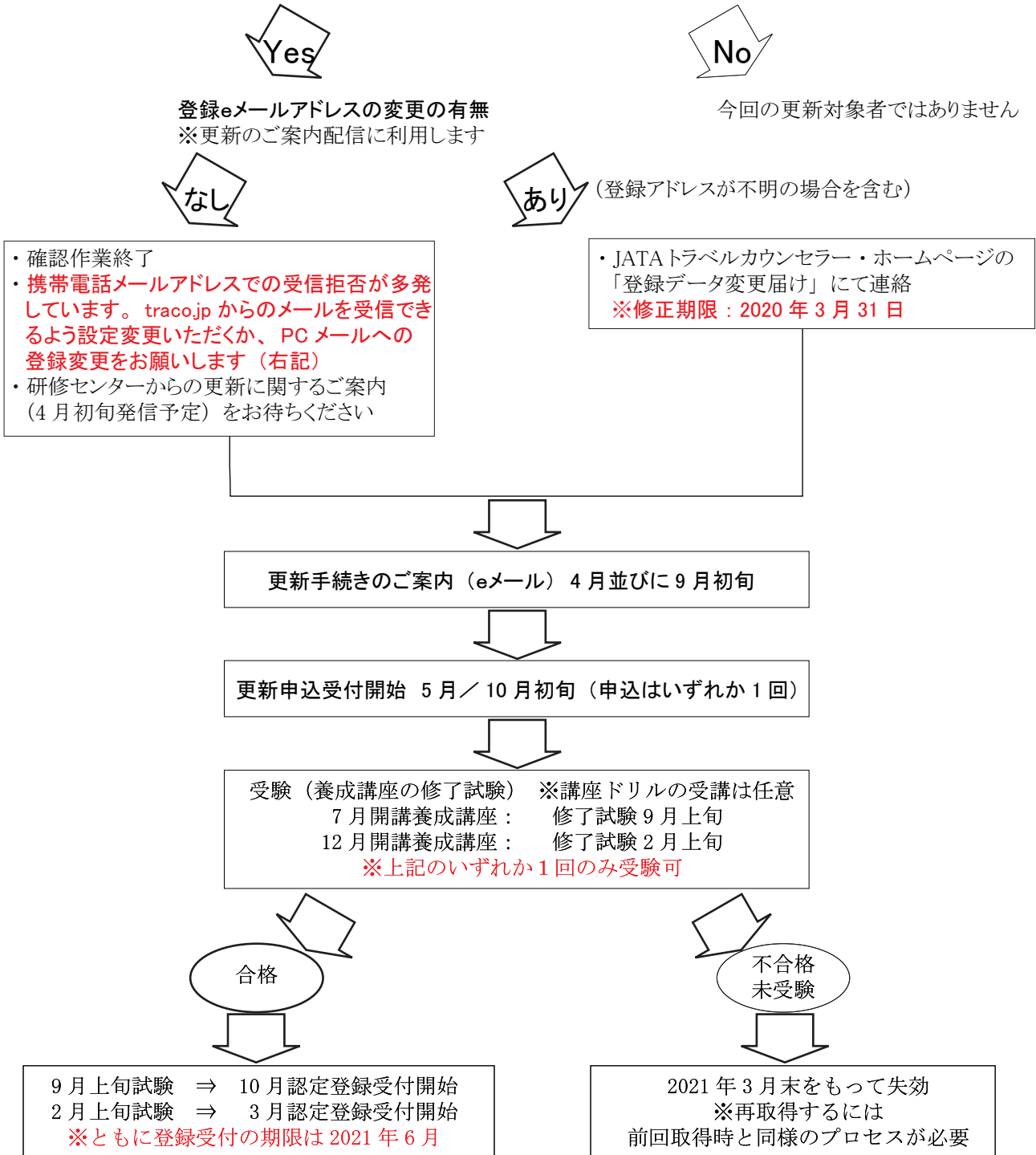
項目	摘要
対象者	認定資格（エリア単位）の期限満了者 ※第1回目の更新対象者：2015年度資格取得者（＝2021年3月末に有効期間満了） ※2015年度のAS養成講座の修了試験に合格しているが、認定申請を行っていない方については、末尾「認定申請に至っていない方」をご覧ください。
実施期日	年2回実施試験のいずれか1回のみ受験可 ○通常の養成講座受講者と同様に、養成講座ドリルの受講も可能とする。 ただし、開講月は 通常受講者 より2か月遅れとする（下記）。 養成講座の受講期間と修了試験実施時期 ※いずれかの受講・受験を選択 ○春期：7～9月受講（任意） 修了試験9月上旬・申込受付5月（予定） ○秋期：12～2月受講（任意） 修了試験2月上旬・申込受付10月（予定）
資格更新の要件	養成講座修了テストの合格、および認定申請 ○修了テストの内容ならびに合格基準（70%以上正解）は、通常受講者と同一とする。
更新後の有効期間	資格満了月の翌月（4月）から起算して5年間 ○通常の有効期間と同一とする。 ※第1回目の更新者の有効期限：2025年度末（＝2026年3月末）
更新申請料	1エリアあたり 3,000円（税込） ○受験料・認定登録料（認定証作成）を含む。 ○団体割引は設定しない。 ○養成講座修了試験を受験しなかった場合、および修了試験が不合格あった場合でも、返金は行わない。
認定資格の抹消	以下の更新対象者は、 資格期限の満了をもって 該当エリアの資格抹消とする。 ■更新対象年度に、資格更新のための養成講座へ申し込みをしなかった者。 ■養成講座の修了試験に不合格となった者。 ■同期間の修了試験に合格しても、更新申請を受付期間内に行わなかった者 ※第1回更新手続の受付期限：2021年6月（＝期限満了の3か月後） 資格抹消者の再取得は、初取得と同様のプロセスとし、優遇措置は行わない。
認定申請に至っていない方 ※認定要件を満たしている場合	① 2020年7月開講の更新者向け養成講座の受講：2020年3月末までに認定申請を行っていた だけ、認定証発行後、改めて2020年5月に更新申込が必要 ② 2020年12月開講の更新者向け養成講座の受講：2020年6月末までに認定申請を行っていた だけ、認定証発行後、改めて2020年10月に更新申込が必要 ③ [特例措置] 2020年7月～2021年3月末までに申請を行った場合、2021年春期養成講座 （2021年7月開講）の1回に限り、今回の更新申込と同等の扱いとします。 ただし、修了試験の合格発表（2021年10月）に至る2021年4月～9月の6ヶ月間は資格認 定保留期間（一時失効）となります。 ④ 上記以外は、すべて2021年3月末をもって、認定申請を行える権利を失いますので、資格 取得のためには、初取得と同様のプロセスが必要です。 ※認定要件： ・旅行会社及び旅行業関連企業（TCSA、OTOA 会員等）に勤務し、かつ認定申請時に所属している会社 での実務経験が1年以上（ツアーコンダクターの方は、かつ添乗業務累計日数が200日以上）あること。 ・認定申請時、申請エリア内すべての国・地域の中から1ヶ国・地域に1回以上の渡航経験があること （業務・私用を問いません）。 ・総合旅行業務取扱管理者、トラベル・コーディネーター（TC）資格認定者、所属会社から適切な者と推薦 された方、のいずれかに該当すること。

※更新手続きの流れ及びスケジュールについては、次ページの別紙をご覧ください。

エリア・スペシャリスト認定カードの記載内容の確認

- ①認定カードに8 エリアすべてが記載されている旧タイプのカードにおいて有効期限が「2021.3」のエリアが1以上ある
- ②認定カード（エリア毎に1枚の新タイプ）の有効期限が「2021.3」になっている

※認定カード紛失で不明の場合は、JATAトラベル・カウンセラーホームページの「メールでのお問い合わせ」より確認 (<https://traco.jp/>)



認定カード発行スケジュール(更新者)

認定申請書受領月	認定カード発行月
10～12月	2月
1～3月	5月
4～6月	8月